

## 行政監査の結果

### 社会福祉法人福祉楽団に対する監査

実施されませんでした。

### 福祉楽団 地域ケアよしかわに対する監査

実施日	2015年7月2日
根拠法令	介護保険法 第24条第1項
対象事業	(介護予防) 訪問介護
実施官庁	埼玉県
実施場所	福祉楽団 地域ケアよしかわ (埼玉県吉川市吉川団地1街区7号棟107)
監査結果	以下のとおり

指 導 事 項	改善報告欄
<p><b>【内容及び手続の説明および同意】</b> 重要事項説明書について、以下の点を修正してください。</p> <p>①職員体制は、従業者の実人数を記載すること。</p> <p>②利用料金のうち算定し得る加算料金の自己負担額は、地域区分別1単位の単価を反映した額とすること。</p>	<p>重要事項説明書について、以下の点を修正しました。</p> <p>①職員体制を従業者の実人数記載としました。</p> <p>②契約書別紙の利用料金について、算定し得る加算料金の自己負担額を、地域区分別1単位の単価を反映した額に修正しました。</p>
<p><b>【訪問介護計画の作成】</b> 訪問介護計画に担当する訪問介護員の氏名を記載してください。また、利用者の同意が確認できない事例があったので、利用者又はその家族へ説明し、同意を得てください。</p>	<p>訪問介護計画の様式に、担当する訪問介護員の氏名を記載する欄を設けました。また、利用者又はその家族の同意を得ていない事例については、平成27年8月31日までに説明を行い、同意を得ます。</p>
<p><b>【運営規程】</b> 運営規程の訪問介護員数は、人員基準で定められた常勤換算方法で2.5人以上を満たす記載としてください。修正した運営規程を県東部中央福祉事務所に届け出てください。</p>	<p>運営規程の訪問介護員数について、常勤換算で2.5人以上の記載に修正し、次回の理事会で承認を得た上、埼玉県東部福祉事務所へ届け出を行います。</p>

### 福祉楽団 地域ケアよしかわに対する監査

実施日	2015年9月9日
根拠法令	障害者総合支援法第11条第2項
対象事業	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
実施官庁	埼玉県
実施場所	福祉楽団 地域ケアよしかわ (埼玉県吉川市吉川団地1街区7号棟107)
監査結果	以下のとおり

指 導 事 項	改善報告欄
<p><b>【重要事項の掲示】</b> 条例第36条の規定により、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、苦情解決体制その他の利用申込書のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。</p>	<p>運営規程、重要事項説明書を綴じた「閲覧用のファイル」を作成し、事業所内の手の届きやすい場所に常置しました。</p>

## 特別養護老人ホーム 杜の家やしおに対する監査

実施日	2015年12月1日
根拠法令	社会福祉法第56条第1項、老人福祉法第18条第2項、介護保険法第24条第1項
対象事業	特別養護老人ホーム
実施官庁	埼玉県
実施場所	特別養護老人ホーム 杜の家やしお（埼玉県八潮市鶴ヶ曾根567番1）
監査結果	以下のとおり

指 導 事 項	改善報告欄
<p>経理規程で定めた一定金額以上の契約については、原則として競争入札を実施してください。</p>	<p>経理規程に定める一定金額以上の契約については、原則として競争入札を実施しておりますが、一部の契約について、自動更新によるものがありましたので、競争入札の実施や、複数業者から見積書を徴して金額の妥当性を確認するなど改善を図ります。</p>
<p>入所判定会議について、埼玉県の優先入所指針を参考に、次のように改善してください。</p> <p>①開催については、空床が出たときだけでなく、定期的に開催してください。</p> <p>②新規の入居申し込み者に対して、決定順位を通知してください。</p> <p>③特例入所に関する規程を定めてください。</p> <p>④やむを得ず優先順位と異なる者を入居させる場合、委員会の議事録や順位表に、入居者より上位の者が入居できない理由について分かるように記録してください。</p> <p>⑤順位決定に公平性、中立性が保たれるよう、委員として第三者委員を加えて、当該委員の出席を求めてください。</p>	<p>入所判定会議については、老高発1212第1号通知（以下、国通知）及び埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針（以下、県指針）を踏まえ、入所判定に関する規程を定めており、透明かつ公平な運用を図るよう努めているところです。</p> <p>①会議の開催については、当法人では、2014年度には9回の入所判定会議を開催しております。今後は毎月1回を原則として開催する予定とします。 なお、指針では「原則として毎月1回開催する」とあり「原則」であることや、また、空床がない場合にも会議を必ず開催することは、業務負担を増加させることから、透明かつ公平な入所判定をすることを大前提として、合理的に開催できるようにすることが望ましいと思われまます。</p> <p>②新規の入居申し込み者に対する決定順位の通知については、待機者の状況が常に変化することから、正確な順位をお伝えすることが非常に難しい状況にあります。この手法について、ほかの埼玉県内の施設でどのように実施しているのか技術的な助言を求めます。また、県指針参考様式5により通知する場合3百余名の方への通知にかかる郵送費用も大きく、また、実際の順位も日々変化することなどから、それに見合うだけの効果があるとは到底考えられません。入所の申し込み者に対しては、従来どおり当法人の入所判定に関する規程を公開するとともに、口頭により入所申込者の総数とおおよその順位、時期などをお知らせするにいたします。</p> <p>③介護保険法の改正により、2015年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上の方に限定される一方で、やむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所が認められることとなりました。この改正を踏まえ、当法人で定める入所判定に関する規程について、要介護1又は要介護2の方の特例的な入所に関する方針を新たに加えます。</p> <p>④やむを得ず優先順位と異なる者を入居させる場合については、入所判定会議の議事録にその理由等を明記するようにいたします。</p> <p>⑤国通知の別紙4-(1)-②において、「施設職員以外の者の参加も求めることが望ましいこと」と通知が発出されております。また、県指針4-(3)-アにおいて「委員には入所決定の公平性・中立性が保てる第三者を加えるものとする」とされていることについては理解しております。 県指針には第三者の具体的な要件等ありませんが、国通知によれば、法人の評議員等を想定しているようです。当法人において本件指導によって、入所判定会議に第三者の出席を求めるならば、評議員とすることが妥当と考えており、今後、その会議出席への謝金や旅費の支払い等を定めたくうえで2016年度から実施できるよう体制を整えます。 なお、国通知では「第三者」の出席は任意であり、会議に毎回、第三者を加えることの事務や業務負担の増加を考えると、合理的な運営手法とは考えにくいと思われまます。透明かつ公平な運用を実施できる合理的な手法を検討すべきと思われまます。</p>

	この指導については、県指針に基づいて行われていますが、この「指針」は、県当局として法令と考えているのか、またこの指針に則していない運営は、ただちに法令違反となるのか助言を求めます。
通院の付き添いにかかる費用(市内片道946円、市外片道1,893円)を徴収していました。今後は、利用者からの通院の付き添い費は徴収しないでください。	通院の付き添い費用については、不相当であることから、今後の徴収はしないよう改めます。ただし、当法人では「遠方の」通院援助も行っており、「遠方の」の医療機関の通院にかかるガソリン代等の実費を請求することはできないものと法令を解釈しております。 この点について、関係法令に当たれないものですから、法的妥当性について助言を求めます。なお、「遠方の」医療機関の通院にかかる実費を請求することが可能である場合は、片道5km以上を遠方と定義する方向で検討しているところです。 なお、施設入所者が福祉タクシーや福祉有償運送を利用して通院した場合の費用負担についてはどのように考えたらよろしいか助言を求めます。
とろみ剤及び栄養補助食品の費用については、利用者から徴収しないでください。	施設が通常のサービスの範囲で提供する「とろみ剤」及び「栄養補助食品」の費用は、利用者から徴収しないよう改めます。なお、利用者の「自由な選択と同意」に基づき提供される栄養補助食品等については、「特別な食事」としてその料金を明示したうえで徴収する方針です。
身体拘束ゼロを維持するための指針及びやむを得ず身体拘束を行う際の手続について定めてください。	従来から、身体拘束については当法人のマニュアルに、厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」を踏まえた身体拘束禁止の考え方を示しています。また、やむを得ず身体拘束を行う場合についても、従来から当法人の所定の同意書に必要事項を記載し、説明と同意の手続きを行い対応しております。 なお、当施設における身体拘束は2014年度に1名、2015年度は0名でした。
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については、おおむね3月に1回以上、定期的に開催してください。	介護老人福祉施設の人員、設備、運営に関する基準第27条の2の1に規定される感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については、毎月開催されるユニットミーティング及び、運営会議において必要な内容を議論、検討してきました。今後は、その内容を明確に記録するように改善いたします。 なお、感染症対策についての重要性を考慮し、法人で感染症対策委員会などの立ち上げを検討いたします。